世田谷まちづくりファンド30年の軌跡
中間支援組織としての役割を展望するために

Setagaya Machizukuri Fund : 30 Years of History and its Contribution to Town Development

For a vision of our role as an intermediary support organization

キーワード :『まちづくり』『ファンド』『参加と協働』

男鹿　芳則　　岩渕　博英　　風間　委文子
OJIKA Yoshinori., IWABUCHI Hirohide., KAZAMA Shizuko
（一般財団法人 世田谷トラストまちづくり）

１．はじめに

世田谷まちづくりファンド（以下、ファンド）は、令和4（2022）年で30周年を迎える。この間、地域社会の高齢化・単身社会化、低成長経済の常態化、地球規模での環境問題などといった変化の波は著しい。これらを背景としながら、市民活動団体は多様なテーマ、ミッションをもって活動を展開しており、活動に関わる年齢層の拡がりが見られるなど、世田谷のまちづくりは、いわば成熟した段階にあると考えられるのではないだろうか。

荒俣ら（2002）は、「はじめの一歩部門」に着目した分析において、ファンドが「市民まちづくり活動を広く支援しうる制度」[1)] として評価し、その当時の段階で資金支援以外の支援手法の重要性を指摘していた。

本稿では、それ以降20年間の経過も含めた30年間でファンドが支援した活動を図表等で整理することによって、ファンドが世田谷区における住民主体のまちづくりの発展に貢献してきたことを明らかにする。また、資金支援以外の支援として、活動団体への伴走支援をファンド運営委員会や当財団が担ってきたことを述べる。

併せて、ファンドの委託者でもある世田谷トラストまちづくり（以下、当財団）がファンドとの関連でも市民活動団体に対する支援にかかわってきており、当財団が具体的な活動支援に関わった事例を検証することによって、まちづくり支援のなかでの当財団の役割について再確認する。

２．住民主体のまちづくりを支えるしくみ

平成4（1992）年12月1日に公益信託世田谷まちづくりファンドの信託契約が、財団法人世田谷区都市整備公社（現一般財団法人世田谷トラストまちづくり）と三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）で締結された。信託契約書の第一条 設定の趣旨 には「東京都世田谷区における住民主体のまちづくりの促進を図るため、住民、行政又は企業の

いずれかにも属さない中立的立場から住民主体のまちづくり活動を支援するしくみとして、公益信託を設定するものである。」とある。これは、行政が「住民参加」の場を設定し、そこに住民の参加を誘導する形で住民参加を促す行政主導の住民参加と一線を画すしくみである。このファンドは、平成 3（1991）年 3 月の「世田谷区まちづくりセンター構想案」のなかで、まちづくりセンターの機能達成に相応しいしくみの一つに、まちづくり活動と組織の発展を資金的に援助するしくみとして「まちづくり公益信託」が明記されたものである。

まちづくりセンター構想は、昭和 61（1986）年の世田谷区の「新基本計画」で、具体レベルでのまちづくりを進めていくうえでは、住民を主体としたまちづくりの展開が必要であり、これを推進していくために、区民の自主的なまちづくり、住まいづくりの活動を支援する「まちづくりセンター」の設置を事業の一つとして掲げていた。この構想の背景として、昭和 50（1975）年の区長公選制復活後の昭和 53（1978）年「基本構想」、昭和 54（1979）年の「基本計画」のなかで区民参加のまちづくりを謳っていたが、どうしても行政主導の枠から抜けることができなかった。真に住民が発意し、住民自身のためのまちづくりが行われることが、住民の間からも、行政の側からも強く求められるようになってきたことにある。そしてまちづくりセンターの設置に向けて、アメリカの民間非営利組織の現地調査など海外を含めた事例調査を実施し、住民主体のまちづくりには、多様な住民主体のまちづくり活動を支える社会システムを創り出すことの重要性が分かってきたのである。

そしてまちづくりは、本来住民を主人公としつつ、住民・行政・企業の三者がそれぞれ主体的に参加し、三者のトライアングル （現在の「パートナーシップ」と思われる）で進めるべきものであるとした。行政と企業は組織と財政をもつ強力な主体であるが、組織も資金もない住民の現状を、三者の中間的な位置で住民主体によるまちづくりを支援するしくみとして、住民の立場でまちづくりの中立性を原則とする「まちづくりセンター」が構想された。このまちづくりセンターの機能を果たすために行政や民間から広く募る基金を設け、特色ある公益的なまちづくり活動を行う組織や人や活動が発展し、それらが期待する機能を果たし、実績をあげられるように出資・助成する「公益信託」つまりファンドを中心とするしくみができあがったのである。

３．ファンドの運営と実績

このファンドは、当時の（財）世田谷区都市整備公社の出捐金（設定当初。その後世田谷区も出捐）及び住民・企業などからの寄付金が、信託銀行によって財産運用され、住民の創意工夫にあふれた自主的なまちづくり活動、または、それを援助する活動を行う方々に助成してきた。特に信託契約に基づき、信託法（大正 11 年法律第 62 号）に規定されている信託管理人が住民の代表者として信託財産の決算等、重要なことについての承認を与えていることで、行政の委託ではなく自立した中立的中間的なしくみでのファンドの財産管理と活動助成を実現している。

このしくみは、助成先の決定にあたっても、学識経験を有する者などの運営委員と申請者との公開審査会による透明なプロセスで助成団体を選定し、信託銀行が助成金を交付することで具現化している。ファンドの第30回までの助成件数等の推移は、次のとおりであり世田谷のまちづくりの蓄積を読み取ることができるのではないだろうか。

3.1 ファンド30年の助成実績等について

令和4（2022）年の第30回までのファンドへの応募件数は、延べ1,084件であり、助成件数は866件にのぼり、それらの助成金総額は約2億3,800万円となっている。また、助成グループについては、これまでで延べ443グループである。

表1 ファンドの助成実績

項目	実績 （'92-22年）	直近10年の実績 （'13-22年）
応募件数	1,084件	390件
助成件数	866件	349件
応募グループ数	795グループ	380グループ
助成グループ数	443グループ	167グループ
助成総額	2億3,800万円	9,300万円
毎年の助成総額(平均)	約767万円	930万円

この30年間での毎年の応募状況・助成状況については、各年度の応募件数が、平均で毎年36件、助成成立件数は28件、採用率は約79.8%となっている（直近10年の応募件数等は、平均は39件、助成件数は35.9件、採用率は89.4%である）。

また、新規グループの参入状況をみると、毎年平均14.7程度の新しいグループが応募していることがわかる。また直近10年でみると、平均16.7グループと、やや新規グループの比率が増加している。

この30年で、応募件数が減少した時期が、1994年、1995年、そして2004年にあり、次の対策を講じた経緯がある。まず活動のスタートアップへの支援として「はじめの一歩部門」を創設したことと、ファンド運営委員が地域に出向いて応募説明会を開催したことで盛り返すことができた。また第28回（2020年度）の減少に対し、新型コロナウィルス感染症拡大の影響に伴い活動部門の特別措置として 4 回目までの助成を可能としたことや「つながりラボ部門」を創設したことが挙げられる。

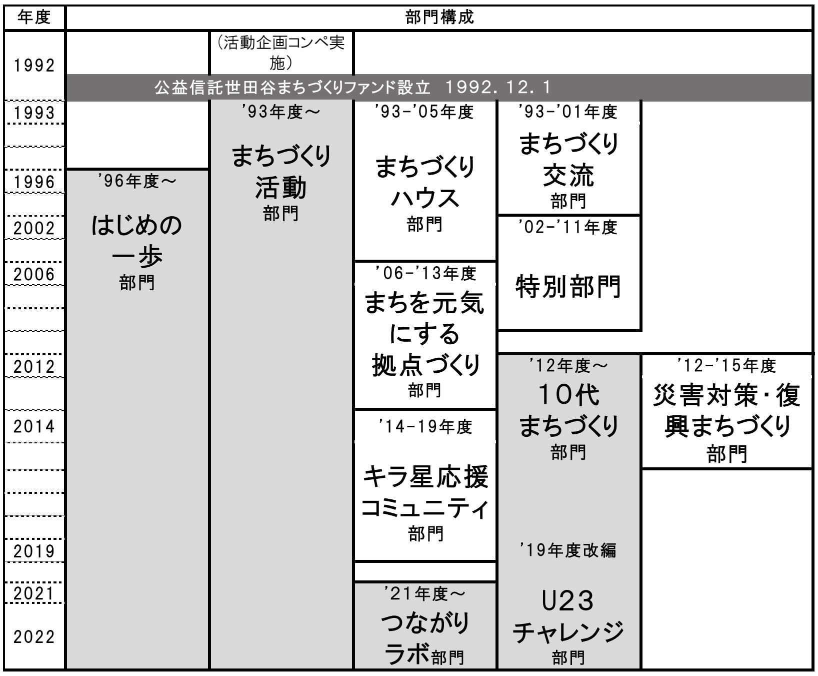

図１　審査部門の推移

3.2　ファンド審査部門の概要と推移について

ファンドが設立される前段階として、「まちづくりコンクール」活動企画コンペが実施されていた経緯がある。ファンドの審査部門は、これを含めると 11 の部門が展開されてきた。これまで信託銀行の助言機関であるファンド運営委員会では、よりよいファンドの活用、その時々の社会課題やニーズについて提議され、部門の創出のほか、運営に関する議論が常に進められてきた。「まちづくり活動部門」や「はじめの一歩部門」といった基本となる応募部門のほか、各時期におけるテーマ設定はその時代の問題関心を反映しているのではないだろうか。現時点での主な 4 部門を紹介すると次のとおりである。

3.2.1 はじめの一歩部門

これからまちづくり活動の一歩を踏み出そうとしているグループの活動への助成である。この部門は書類審査によって決定する。応募減少に伴い、まちづくりへの挑戦の敷居を下げる部門として、ファンド開始 4 年後の 1996 年からスタートした。これまで 184 グループが応募し、その後、まちづくり活動部門へ申請するに至ったのは 73 グループにのぼった。さらに、引き続きまちづくり活動部門を上限 3 回まで活用したのは、27 グループとなった。

3.2.2 まちづくり活動部門

1992 年当初から現在まで続く部門である。基本的に 3 回までの応募が可能で、審査は公開型で行われている。この部門は連続して 3 回の助成を受けることが多いが、小休止後に活

用する事例もある。まちづくり活動部門の終了後、まちを元気にする拠点づくり部門、災害対策復興まちづくり部門、キラ星応援コミュニティ部門を活用した事例もあった。最近の状況として、2021 年、2022 年は新型コロナウィルス感染症拡大によるまちづくり活動の危機的状況が想定されるなかで、特別措置として 4 回目までの応募を可能とした。

3.2.3 U23 チャレンジ部門

若い人たちのまちづくりへの参画を応援する部門として 2012 年に 10 代まちづくり部門として創設された。2019 年現部門に改編し、春・秋の 2 回開催することとし、これについても書類審査方式というチャレンジしやすい環境を整えた。

表 2　審査部門別助成実績

	開始年度と部門		件数	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	部門概要と備考
現在実施中	'96-	はじめの一歩部門	184	184	これからまちづくりの第一歩を踏み出そうしているグループの活動に助成。
現在実施中	'93-	まちづくり活動部門	546	261	地域の住みよい環境をめざす住民グループのさまざまなまちづくり活動に対して助成。3回まで助成可能。 '20，21はコロナ特別措置として4回までの助成を可能とした。
現在実施中	'12-	U23チャレンジ部門	12	12	23歳以下のメンバーが主体となり、世田谷でやってみたいチャレンジへの助成。
現在実施中	'21-	つながりラボ部門	13	11	コロナ禍をはじめとした社会状況の変化に対応して、拠点を所有する団体が、他者と協働し、世田谷のまちや暮らしの課題を解決したり、新たな価値を創造しようとする実験的な活動への助成。
	実施年度と部門		件数	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	部門概要
終了・休止	'93-06	まちづくりハウス部門	25	13	地域に根ざし、特定の専門的技術や経験を活かし、住民主体のまちづくりを継続的に支援、実践する非営利組織（まちづくりハウス）の設置準備や運営を行う組織･個人に対して助成
終了・休止	'93-02	まちづくり交流部門	17	10	住民主体のまちづくり活動グループ相互の情報交換、ネットワーク形成の機会･場を設ける交流活動に助成
終了・休止	'02-11	特別部門：ファンドの資金集め企画とその実験／都市の新しい居住を提案する調査活動／ネット文庫制作	11	11	毎年あるいは数年毎に、時代状況にあわせたテーマを定期して活動を募る部門
終了・休止	'06-13	まちを元気にする拠点づくり部門（予備選考のみカウント）	24	24	地域の多様なネットワークを形成し、環境共生地域共生のまちづくりやコミュニティの課題解決力を高める拠点づくり整備事業への助成。 国交省外郭団体の(一財)民間都市開発推進機構から拠出された資金を活用。
終了・休止	'12-16	災害対策復興まちづくり部門	15	7	区内での住民主体のまちづくりの活動実績があり、東日本大震災への復興活動を行うグループが活動を通して世田谷のまちづくりへの災害復興･対策等に関する知識経験成果を還元し、区民と分かち合う活動に助成。
終了・休止	'14-20	キラ星応援コミュニティ部門	19	12	世田谷のモデルとなる成長力のあるまちづくり活動に対する助成。組織力強化、事業化などを想定した、伴走型支援が特徴。

（集計値は延べ数）

3.2.4 つながりラボ部門

2021 年に創設された。コロナ禍をはじめとした社会状況の変化に対応して、拠点を所有する団体が他のグループなどと協働し、世田谷のまちや私たちの暮らしの課題を解決したり、新たな価値を創造しようとする実験的な活動を対象とする。それぞれの応募団体が暮ら

しに根差した視点と柔軟性、機動力をもって、問題解決を実験的に展開する応用力に期待する部門である。コロナ禍の現況において、例えば経済的に困窮する方々への支援としてフードバンクに連携・協力する団体もあった。

すでに終了・休止した部門についても、その課題やニーズがなくなったわけではなく、それぞれの時期に提起された社会課題などは、現在の部門運営や審査に継承されている。

3.3　ファンド助成グループの活動テーマ分類と推移について

ファンドの 20 周年記念誌「ファンドがひらいた世田谷のまちづくり～20 年とこれから」では、助成グループの活動テーマを分類し総括している。掲載の「テーマ分類」（図 2 参照）は、10 年前の分類を軸として、直近 10 年の活動テーマ分類と比較したものである。

この比較で特に割合が増加している 3 つの活動テーマに着目する。

3.3.1 「まちの活性化や商店街等の振興や PR 等の活動」

住民主体のまちづくりとして、まちの変化やまちの賑わいに、地元商店街や町会・自治会とゆるやかにつながりながら、地域の住民独自のアプローチで活動を進める事例が増えていることが指摘できる。

3.3.2「中高生及び若者の居場所づくりの活動」

2012 年に創設された「10 代まちづくり部門」（現 U23 チャレンジ部門）により、若い人たちが世田谷のまちで何かやってみたいことの後押しの機会になっている。これらは、まちづくり活動部門においても、大学生の研究活動や自主的な取組みが増えてきていることとも関連があると推測される。

3.3.3「その他の活動」

10 年前のテーマ分類にはなかった活動団体の取組みやそれに納まらないテーマとも言えるものである。

例えば在住外国人を主な対象とした活動についてみても、単に従来の国際交流だけではなく、悩みの語らいや居場所と交流の機会など、在住外国人の課題対応を視野に入れた活動がでてきている。支援者、被支援者といった枠組みによる活動だけでなく、当事者自らが社会課題に向き合うこと、生きづらさを抱える当事者が主体となった居場所づくりなどがみられる。

また、さまざまな活動テーマをもった居場所づくり、そこから多様性を学び共生していく取り組み、多様な困りごとの解決への取組みなどを挙げることができる。

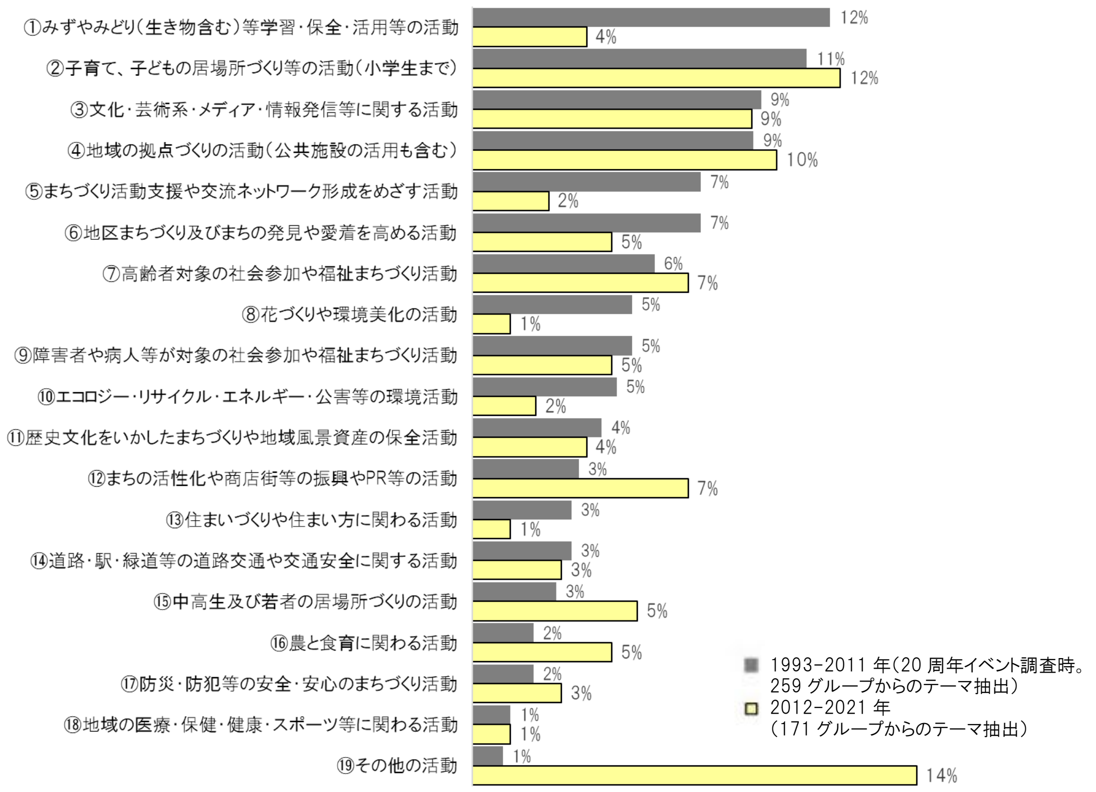

図 2　助成グループの活動テーマ

3.4　第 30 回応募テーマ一覧と区内での活動の広がり

ファンド第 30 回は、2022 年 5 から 6 月にかけて公開審査（書類審査を除く）を経て決定した。コロナ禍であるからこそまちづくり活動を盛り立てる必要があるという運営委員会の議論から、活動部門の特別措置として 4 回目を可能にしたこと、新たな「つながりラボ部門」の創設が功を奏してか、応募件数が 42 件にのぼり、37 件の助成を決定した（2020 年の第 28 回の助成件数:17 件、2021 年の第 29 回が 39 件という助成件数の推移であった）。

第 30 回助成グループ一覧からは、様々なテーマが見られる。そのなかの数例を挙げると、はじめの一歩部門では、福祉系の取組みとして、ひきこもり問題をテーマに家族がつながり語る場づくりを目指すグループがあり、一方、まちづくり活動部門では、同テーマの当事者が居場所づくりに取り組むグループがあった。それらは行政の福祉領域の課題に位置づけられるものであっても、それぞれの活動が個別の行政サービスによって解消、吸収されるというものではない。それらの活動が、ひきこもりという課題への対応を地域展開しようとすることに意味があるのではないだろうか。

また、ハード整備の取組みでは、幹線道路沿いの歩道に、地域の方々の外出やお散歩のための休憩所となるベンチの設置を試みているグループがあった。他に駅周辺の商店街のわずかな余剰空間をいかしたつながりを演出するしかけをデザインしようと試みるグループ

が助成対象となっていた。それぞれ設置場所の施設等を管轄する行政庁に相談や調整を諮ったようであるが、各グループは、ベンチの設置や街なかのサインを行政に求めているのではない。それぞれのグループの活動には、例えばハード整備といったことに止まらない、生活者の視点をもった多様な活動と結びついたり、地域の人と人との関係づくりといったことを目指しているとみられる。

設立当時の「まちづくりセンター」初代所長であった卯月盛夫氏は、「まちづくりという言葉が、あまりにも広範囲の概念を持つために、この公益信託が何を目ざしているのか、何が対象とならないのかが、再度問い直されていると考えられる。」[2)]とファンド設置から3年後に既に指摘しており、「まちづくりとは何か」といった問いは絶えず繰り返されてきたと言えよう。しかしながら、このことを形式的、限定的に定義することは困難であろうことは想像に難くなく、団体の活動をまちづくりの定義に沿って選別し審査対象から外すのではなく、多様な活動団体の取組みをそれぞれの具体の申請事案にあたって、各グループの活動のあり方の公共性・公益性を、その可能性も含めて討議してきたファンド運営委員会の見識に敬意を表すべきである。「まちづくりとは何か」という制度論的な問いからも、中立的に緊張関係をもって立ち位置を確保することによって、多様な区民活動の芽は摘まれることなく発展してきたとも言えるのであり、このバラバラで多様なテーマ一覧からはファンド30年の歴史と成熟した市民活動の文化が堆積していると評することをお許しいただきたい。

表 3　第 30 回（2022 年）審査部門別活動テーマ

			グループ名	テーマ	初	決定額
はじめの一歩部門		1	ＮＰＯ法人親子サポート・一本の樹	街角をこどもたちの絵で彩ろう 街角アートプロジェクト	○	5.0
		2	お笑い３ちゃんねる	お笑いを通じて子供達と高齢者に対して楽しいコミュニケーションの場を提供する	○	5.0
		3	世田谷はなみずきの会	ひきこもり問題を抱えた家族が繋がり語る居場所	○	5.0
		4	太子堂ワークショップ準備室	ｺﾛﾅ禍の影響で終了した「太子堂ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ」の復活	○	5.0
		5	おやこフシギ発見クラブ	親子を対象とした演劇ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟの開発･実施	○	5.0
		6	しぜんのまち	知ろう!学ぼう!みんなの居場所	○	5.0
		7	Ｈｉｓａｅ Ｓｔｙｌｅ －ｗａｌｋ＆ｃｏｌｏｒ－	まちなか健康歩き隊 ～楽しく、キレイに、健康に!～	○	5.0
まちづくり活動部門	1回目	1	おきらくごきらく広場	世田谷に安心して住める・育てられる・繋がれる	○	33.6
		2	せたキャン	世田谷区を自分たちのｷｬﾝﾊﾟｽに!大学を超えた学びと活躍の場を通じて、若者の力にあふれた世田谷をつくる	○	40.0
		3	ごちゃまぜラーニングセンター	子どもを真ん中に、だれでも学べるまちづくり	○	50.0
		4	にこたま和友会	お茶や着物を気軽に楽しもう！（お茶を通じて、日本の四季を五感で感じ、日本の民族衣装を身近に）		25.8
		5	音楽サロン・コンサート実行委員会	ｸﾗｼｯｸ音楽を身近に親しみ、音楽を通して人の交流を広げる		18.3
		6	Ｐｏｌｌｉｎａｔｏｒｓ	人々が自然や地域との循環や繋がりを取り戻すきっかけになる、ｲﾍﾞﾝﾄやﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ、場づくり（Place making）のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ、運営。		30.1
	2回目	1	ＨＯＭＥ ＩＮ ＪＡＰＡＮ	拡がる、繋がる、多文化共生のまちづくり		50.0
		2	Ｍｉｓｈｕｋｕ Ｒ．４２０	地域の方々の外出やお散歩の休憩場所となるベンチ等の設置		40.0
		3	ひきこもり居場所カフェ	ひきこもり当事者を主とした生きづらさを抱えた人々の居場所づくり		35.7
		4	一般社団法人イヴの木	新しい防災・減災③ ～ｸﾞﾘｰﾝｲﾝﾌﾗと防災、ｼﾞｪﾝﾀﾞｰについて～		32.3
		5	世田谷実践室	商店街のわずかな余剰空間を生かしたつながりの創出		33.8
		6	ダナダナ	商店街の賑わいを取り戻す、世田谷線松原駅の名物(魅力)を作る(第二章)		27.7
		7	北沢川文化遺産保存の会	三軒茶屋文士町文化地図の作成		31.7
	3回目	1	劇団・せたがや創作紙芝居	活動の自立に向けて（世田谷を豊かにする紙芝居活動）		29.3
		2	ＩＢＡＳＨＯ	当事者を卒業したわたしたちのこれから－PLAYFUL IBASHO－		30.0
	4回目／コロナ禍特別措置	1	おでかけサポーターズ	一般公共機関を一人で利用困難な方々が自由に外出し自立した生活をする為に市民活動を中心としたコミュニティバスを運行する仕組みづくりを実現		41.1
		2	ピンクシャツデーＮＩＰＰＯＮ	いじめ反対運動ピンクシャツデーの普及をさらに目指し、いじめが少しでも減少したより過ごしやすい社会を目指す。コロナ禍での大人のいじめにも対処していく		31.4
		3	アニマシオン トイ	体が不自由な子どもたちの学童疎開の紙芝居作成し、普及活動を推進する		29.7
		4	下北沢 リンク・パーク	道路事業用地の活用による、まちの賑わいづくり		33.0
		5	認知症おうちカフェ★キラリ会	笑顔と元気をあすにつなぐ 予防・未病・改善のｱﾄｵｼｶﾞﾃｰﾏの認知症ｶﾌｪ運営		32.4
		6	０歳からの音楽会実行委員会	0歳も100歳も、世代を超えて楽しめる音楽会を地域のｺﾐｭﾆﾃｨｶﾌｪで定期的に開催、音楽を通して人と人の交流を広げます。		21.6
Ｕ２３チャレンジ部門		1	F-light	英語の本で楽しく学ぼう！Books For Fun プロジェクト	○	6
つながりラボ部門		1	一般社団法人シモキタ園藝部	ｼﾓｷﾀに緑と人が関わりあう新しい園藝を発信する拠点【ののこや】を創る	○	50
		2	ＮＰＯ法人子育て支援グループａｍｉｇｏ	「持ち寄り･分かち合う」まちの庭の運営を通じて、多世代がつながるﾎﾟｯﾄﾗｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ		50
		3	ＮＰＯ法人砧・多摩川あそび村	多摩川河川敷の魅力を活かした交流づくり		50
		4	一般社団法人ななつのこ	烏山における地域力を結集した多世代交流拠点づくり	○	50
		5	祖師谷子育てネットワーク「そこだね」	多様な組織連携でごちゃまぜな街を作る	○	50
		6	一般社団法人グリーフサポートせたがや	世田谷のこどもたちにグリーフサポートを届けたい		50
		7	岡さんのいえ ＴＯＭＯの会	岡さんのいえ前庭ｵｰﾌﾟﾝ作戦		50
		8	一般社団法人おやまちプロジェクト	まちでｲｷｲｷと暮らそう！自分らしくいられる場づくり		50
合計				37グループ	9	1138.5

（単位：万円）

４．ファンドから広がる地域まちづくりの事例

区内のまちづくり活動団体が、ファンドの助成を活用するタイミングは団体のスタートアップや活動の転換期等さまざまである。ファンドの助成が永続的なものではないため、中間支援組織である当財団と活動団体との出会いは、一期一会的な側面もある。

30 年の助成事業を通して見えてくるのは、多くの助成団体がその後、世田谷のまちで多様な展開を見せているということである。当初の活動を継続していく団体、ミッションを達成して終える団体、新たな展開を行う団体、世田谷区の施策を支える団体、それらが相まって、世田谷の住民主体のまちづくりを支えてきたのであり、それらを後押ししてきたのがファンドであるといえよう。ファンドから広がる区民によるまちづくりの事例は語り切れないが、ここでは当財団が具体的に関わった事例を紹介する。

4.1 「守山小学校あったらいいな、こんな学校の会」から「まもりやまテラスへ」

区の旧守山小学校の建物等については、2015 年に複合施設として活用されることが決定された。その後、住民参加型運営体の創出を目指すとのことから、施設の利活用運営検討ワークショップが 2017 年から 2018 年にかけて開催されることとなり、当財団がこのワークショップの運営に携わることとなった。これを契機として参加者同士の関係づくりと新たな施設利活用の価値を共有することが進められ、ワークショップでの検討プロセス自体も公開されていった。この期間中の試みのイベントは、参加者の発意で 7 つのプログラムが開催され、子どもから大人まで 300 名以上の地域の方々の参加を得ることとなった。このような区民参加によって、2019 年 4 月に地区会館、保育園、福祉作業所の複合施設となって再生され、「まもりやまテラス」の名称で地域に愛着をもって利用されるに至った。この施設は、地域住民や複合施設の関係者による「まもりやまテラスの会」が運営し、地域の人たちの交流と賑わいの創出に向けて様々な取り組みを進めている。

この背景には、守山小学校を中心とした従来の地域コミュニティと市民団体「あったらいいな、こんな学校の会」の活動が影響を与え、現在の「まもりやまテラス」を生み出し、新たな運営体制づくりへとつながって行ったと言える。そして「あったらいいな、こんな学校の会」の活動については、これまでの守山小学校の地域との関係に加え、小学校と連携した環境学習の実施、学校の地域まちづくり拠点としての整備などに取り組んできたものであり、ここにもファンド支援との関連があるのである。

4.2 「あったらいいな、こんな学校の会」と世田谷まちづくりファンド

この区民活動がまちづくりファンドを活用したのは、2001 年から 2003 年であり、小学校の記念行事の機会に自然観察会を皮切りに、当時 5 年生の総合学習としてビオトープづくりや生き物を呼ぶ植栽活動に取り組んだ。PTA やおやじの会などとも連携し、小学校の授業プログラムを市民団体が企画サポートするかたちで地域と小学校の関係を作っていった。

また、2008 年にファンドの「まちを元気にする拠点部門」の助成を受け、「守山テラス」という名称のウッドデッキを校庭脇に設置し、放課後の子どもたちの過ごす場とともに地域にひらかれたスペースを整備した。併せてビオトープでも観察しやすい浅瀬やデッキづくりを手掛けた。ちなみに、当時整備されたウッドデッキは、複合施設化による改修時に移設されたが、新たな施設の名称を決めるにあたって地域住民の投票を行ったところ、「まもりやまテラス」が施設の名称として引き継がれたという経緯がある。

このように「まもりやまテラス」での住民主体のまちづくりについても、ファンドが関わって後押ししてきた経緯があり、そのなかで小学校と地域住民による主体的な関わりという脈々と受け継がれた地域の記憶が再構築され、多様な主体を含めた地域住民による運営が進んでいる。

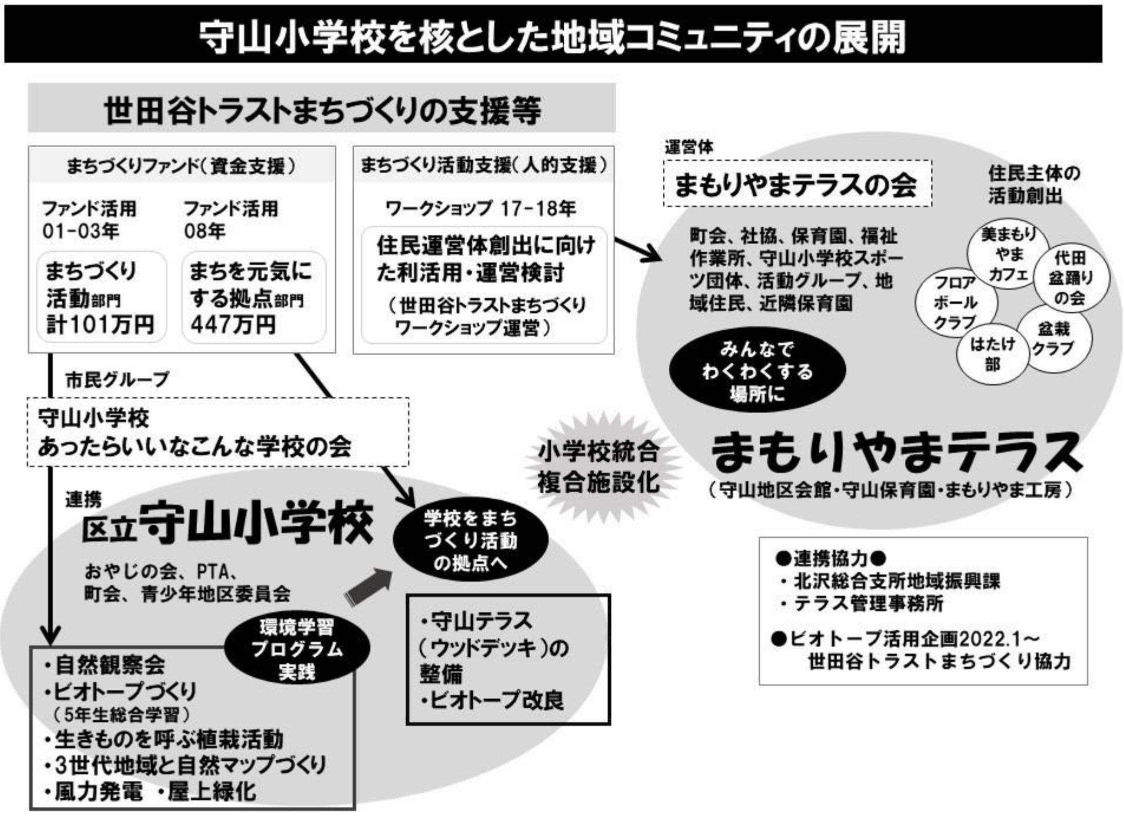

図 3 助成事業を活用した地域まちづくり事例

５．住民自治と住民主体のまちづくりの継承

平成 4（1992）年に（財）世田谷区都市整備公社に開設された「世田谷まちづくりセンター」は、平成 18（2006）年の財団法人せたがやトラスト協会との統合により、財団法人世田谷トラストまちづくり（現在は一般社団法人）が設立され、「世田谷まちづくりセンター」はなくなったが、その機能は統合され当財団に引き継がれている。平成 26（2014）年、世田谷区基本構想の基本理念では「区民が主体的に公にかかわる : 区だけが公を担うのではなく、事業者や区民の皆さんが公共的なサービスを担っていくことで、自治の原点である『自分たちで自分たちのことをすること』を確立します。」とある。まさしく 30 年前に構想された「世田谷区まちづくりセンター」という住民主体のまちづくり活動を支援するしくみは、この基本理念を推進するしくみであったのではないだろうか。

一方ファンドは、信託契約において「信託目的が達成されたとき又は達成が不能になったとき。信託財産が消滅したとき。」と信託の終了について規定されており、信託財産が消滅しない限り終了することは容易ではないのである。このようにファンドが自立した中立的、中間的しくみであることが、住民主体のまちづくりの活動資金を継続的に助成できてきたのであり、これまで述べてきたように、この 30 年間の住民主体のまちづくりの発展に貢献してきたと言えよう。

しかしながら資金の助成つまり資金支援機能だけでは、変化の激しい時代の状況に応じた様々な助成部門の新設や、さらに一つの活動を契機に連鎖的に住民主体のまちづくり活動が展開していくことなど、実現することはできなかったであろう。また、適宜、個々のまちづくり活動に伴走し、助成団体相互の交流会を仕掛けるなどしてネットワークづくりを支援してきた当財団の活動に対するサポート機能等の人的な支援が大きな役割を果たしてきたと考えている。つまり、この 30 年はまちづくりセンターがなくなっても、住民、行政、企業のいずれにも属さないファンドの中立的立場で、公開審査会という透明性の高いプロセスによる活動資金を助成する「資金支援のしくみ」だけでなく、その時代の状況に応じた部門の新設や、活動実績がほとんどない団体から既に実績を積み上げてきている団体まで、それらの団体の特色に応じて柔軟に対応できるサポート機能などの「人的支援」の二つの支援のしくみの両輪により、住民主体の創造的なまちづくり活動を支えてきたのである。

６．今後の課題と展望

現状の公益信託であるファンドは、昨今の金利状況にあって資金運用による助成資金の捻出はほとんどできなくなり、信託財産を取り崩して助成を行っている。2025 年 3 月に信託財産の消滅により公益信託は終了を予定しているが、その後については、当財団が助成事業を継承することで検討を続けている。

公益信託終了後もこれまでのファンドの透明性を踏襲し、資金の中立性を出来るだけ高めた新たなファンドを創生するため、当財団の資産の活用やクラウドファンディングなど

寄付のあり方など財源の拡充策を検討し、区からの税財源の出捐を受けずに運営することを基本に構想しているところである。

また、本稿の検討を超えるところではあるが、饗庭（2010）は、「基金財源・独立審査会型で支援の対象となっている段階は『スタートアップ』『ステップアップ』の段階であることが多く、『安定的活動』の段階、すなわち『毎年同じ活動を繰り返している団体』には助成がされにくい」という指摘があり、このような難題をも視野に入れた検討を深める必要があると考える[3)]。

しかしながら、ファンドの透明性、中立性を引き継ぎ、市民に開かれた交流と話し合いの場を継承することによって、今日、多様なテーマ、ミッションをもった活動団体が互いに学び合うことにより、それぞれの、そしてその時々の社会課題等に取り組んでいるまちづくり活動の成果がより高まるように支援することは当財団の使命であることに変わりはない。

また、より良い支援のあり方を構築するためには、当財団がこれまで培ってきたサポート機能などの人的支援も新たなファンドの創生と連動して強化する必要がある。資金支援機能と人的支援機能を連動させ有効に機能させることが不可欠であり、企業や関係団体とのコラボレーションや、行政との連携・協力強化も欠かすことができない[4)]。また、例えばポストコロナの都市づくりといった実践研究を当財団が先導して取り組むことも求められよう。そのためにも中間支援組織としての支援の拡充策について検討を深めることが課題であり、当財団のマネジメントはこれまで以上に重要となっている。

世田谷区の自治をより確かなものにするために、そして多様化、複雑化する地域課題を住民自らの手で、創意工夫により取り組むことができるためにも、今後とも中間支援組織による活動団体への支援は不可欠であり、より拡充されることが求められているのではないであろうか。中間支援組織としての当財団の責務は重大であると痛感している。

［注］

[1)] 荒俣圭子，西村幸夫，北沢猛(2002)，「市民まちづくり活動における初動期支援の役割に関する研究－「世田谷まちづくりファンド」を事例として－」『都市計画論文集』37 巻，450 頁を参照。

[2)] 卯月盛夫(1995)，「住民の主体的なまちづくり活動を支援する「まちづくりセンター」に関する考察：世田谷まちづくりセンターを事例として」『日本建築学会計画系論文集』60 巻，470 号，169 頁を参照。

[3)] 饗庭伸(2010)，「公開型市民活動支援助成制度の課題と自治体 NPO 支援方策への提案」『都市科学研究』第 3 号,98 頁を参照。そこでは、1990 年代から 2000 年代の NPO 資金助成の視点から「多元的な資金助成制度のスケッチ」がなされている。その視点では、世田谷まちづくりファンドが「基金財源・独立審査型」の資金助成制度に分類され、その場合、活動団体が「新しい公共の領域にゼロからチャレンジする市民公益活動には、基金財源・独立審査型の助成制度

の限界があることが整理される」(100 頁)という指摘もなされている。

4) 多様な社会課題を担う市民活動団体といった場合、課題領域そのものが多岐にわたっており、例えば専門家との連携についても都市計画の範疇での専門家による支援といった想定をはるかに超えるのが現状である。こういったことからも福祉政策、コミュニティ政策など各専管の行政との連携は、重要かつ不可欠ではないだろうか。しかしながら、団体自治としての行政運営が高度化し洗練されているなかで、行政職員は制度から課題や事案をアプローチする傾向があるのではないだろうか。これは区民との連携によって住民自治の発想から、具体の事案を分析等し課題解決を構想していくという手法と隔たりを生じさせているのではないだろうか。予め明確な課題設定さえ困難な、現状の流動的とも言える社会環境において、ファンドを介してつながっていくような活動団体同士の「ゆるやか」な場において、議論自体を誘発し、現場感覚に立脚した話し合いがなされてきたのであり、このようなまちづくりの場が求められている。これまでも、例えば子育て関連団体の活動展開のなかで、生活課題の解決策として政策提言に結びつき新たな公共の領域も切り開いていったように、政策立案の視野のなかで住民主体のまちづくりを位置付けることは今後とも重要な検討課題となるのではないだろうか。

［文献リスト］

荒俣圭子，西村幸夫，北沢猛(2002)，「市民まちづくり活動における初動期支援の役割に関する研究－「世田谷まちづくりファンド」を事例として－」『都市計画論文集』37 巻，445-450 頁

卯月盛夫(1995)，「住民の主体的なまちづくり活動を支援する「まちづくりセンター」に関する考察：世田谷まちづくりセンターを事例として」『日本建築学会計画系論文集』60 巻，470 号，161-172 頁

饗庭伸(2010)，「公開型市民活動支援助成制度の課題と自治体 NPO 支援方策への提案」『都市科学研究』第 3 号,95-101 頁

まちづくりファンド 20 周年記念誌「ファンドがひらいた世田谷のまちづくり　～20 年とこれから」財団法人世田谷トラストまちづくり（2012）